

佐竹台小学校  
グランドデザイン



《本校教育目標》  
自分の力で未来を拓く子どもの育成



《めざす学校像》  
一人ひとりが輝き、笑顔あふれる学校  
～児童スローガン:「あいさつ名人」「そうじ名人」「きき方名人」「かかわり名人」～



《めざす教師像》  
「Be Positive Be Creative」  
向上心に燃え、指導力を磨き、  
子ども達から信頼される教師



《校内研修テーマ》  
子どもが「考えたい」  
「伝えたい」と思える  
授業づくり



《学び合う集団づくり》  
学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着をはかる教育を推進する

- ・やさしい話し方、あたたかな聴き方
- ・お互いの考えを認めあえる学級づくり
- ・朝読、読み聞かせによる言語活動の充実
- ・家庭学習の取り組み
- ・学びを促す教材研究

《めざす子ども像》

さ	さいごまでやりぬく子
た	たくましく生きる子
け	げんきにあいさつができる子



《豊かな人間関係づくり》  
弾力性のある豊かな心を育む教育を推進する  
「あいさつ」を中心に自他を大切にできる温かい心を育む教育を推進する

- ・多様性教育を通じた人間関係づくり
- ・道徳教育の時間を核とした心の教育の充実
- ・体験活動を通じた豊かな心の醸成



《丈夫な体づくり》  
健康や体力を育む教育を推進する

- ・体力づくりをめざした体育の授業の充実
- ・外遊びの工夫、改善→わくわくタイム
- ・食育の授業
- ・安全教育の実施  
(防災訓練・交通安全教室・ケータイ教室)

《保護者・地域》PTAパトロール・PTAボランティア  
あいさつ運動・学校評議員会



《学校》学校だより・学校ホームページ・授業参観  
学校公開日・学校行事

## 7.いじめ防止基本方針

(目的)

第1 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめは絶対に許されない」学校を築くため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。

(いじめの防止)

第2 いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

1 児童一人ひとりの尊厳が守られ、いじめを許さないように、すべての教職員が取り組む。

- (1) 日常的に児童の行動の様子を把握する。
- (2) 欠席日数等を注視し、情報を共有する。
- (3) 「いじめ防止対策委員会」の機能性を高める。

(組織は、管理職・首席・生活指導担当者・各学年担当者・養護教諭・心理〔スクールカウンセラー〕、福祉等の専門的知識を有する者〔スクールソーシャルワーカー〕その他の関係者により構成する)

- (4) いじめの防止等に関する年間計画を策定する。
- (5) 計画的に校内研修を行う。
- (6) 年間計画を策定・改訂する際、PTA・学校評議員に意見を求める。

2 いじめについての共通理解を図り、児童がいじめを許さない態度・能力を育成するとともに、いじめが生まれる背景を把握し、自尊感情を高め、児童自らがいじめについて学ぶ取組を進める。

- (1) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実する。
- (2) 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。
- (3) 言語活動を充実させ、児童のコミュニケーション能力を向上する。
- (4) 児童会活動を活性化し、児童自らが「いじめ撲滅」に取り組む姿勢を育む。
- (5) とともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進める。
- (6) インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童への情報モラル教育および保護者への啓発活動を進める。

(早期発見)

第3 いじめの早期発見に努める。

1 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように努め、早い段階から複数の教職員で的確に関わる。また、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対

応する。

- (1) 日常の児童相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で共有する。
- (2) 学校生活アンケートを学期に1回実施する。
- (3) 教育相談日（毎週月曜日）のうち、毎月第3月曜日を「いじめ相談日」とし、いじめの当事者（含む保護者）やいじめ周辺者（含む保護者）からの情報の収集に努める。また、大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知を図り、教育相談体制の充実に努める。

（いじめに対する措置）

第4 いじめを発見・通報した場合は、次のような措置をとる。

1 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学年所属教職員または、生活指導委員会で対応するとともに、「いじめ防止対策委員会」に報告・相談する。また、被害児童を守り、加害児童の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害児童および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。
- (2) 事態の軽重に関わらず、その日のうちに保護者へ事実関係を伝える。
- (3) 被害児童に寄り添い、支える体制づくりを行い、必要に応じて加害児童を別室指導や出席停止とする。
- (4) 好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
- (5) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえるよう指導する。
- (6) いじめが犯罪行為として認められる場合には、市教育委員会と連携し、また警察署と相談して対処する。児童に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (7) 「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。

2 重大事態が発生した場合は、いじめ防止対策委員会が実態の把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。

- (1) いじめにより被害児童に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、いじめ防止対策委員会による調査を行い、事態の早期解決に取り組む。
- (2) いじめ防止対策委員会は、被害・加害児童からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果を被害児童およびその保護者に対して報告し、改めて要望や意見を十分に聴取する。
- (3) 必要に応じて、被害児童およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

（その他）

第5 この基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、学期ごとに検討を行い、児童の実態に応じて計画を見直す。

## 「わたしのけんこう」

お子さまには毎年「わたしのけんこう」というカードを配っています。

これには、健康診断や身体測定の結果を書き込んでいきます。検診の最終結果は、「わたしのけんこう」でお知らせしています。



## 学校でケガをしたとき・病気になったとき

学校で起きたケガについては・・・保健室で応急手当を行い、

- ①その後の経過観察をします。
- ②医療機関の受診を要するものは、速やかに保護者に連絡をとり、受診します。

学校で具合が悪くなったときは・・・からだや生活のようす、クラスでのようすなどから、症状の程度および要因を判断し、

- ① 教室での授業が可能であると認められる場合は、教室にかえし担任が経過観察。
- ② しばらく保健室で安静に休ませ、経過を観察。
- ③ その後も身体症状のよくない場合は、担任または養護教諭より保護者の方に連絡をとり、迎えにきていただき下校します。

## 安全カード

子どもの事故はいつ起こるか予測がつきません。安全カードは、何かあったとき適切な対応ができるように学校でお預かりしておき、緊急連絡、緊急受診に使用します。かかりつけの医療機関や受診の際に配慮することなど、正確にお書き下さい。保険証番号をご記入いただけますが、これは保険証の提示がされるまで参考とするものです。保険診療を受けるためには保険証等の原本提示が必要です。

安全カードには必ず連絡の取れる連絡先をお書きください。保護者と連絡がとれないと、治療を受けられない医療機関もあります。自宅電話では外出されているとつながらない場合がありますので、携帯電話・勤務先電話の番号もお願いします。自宅や緊急連絡先等の電話番号が変わった場合は、速やかにお知らせ下さい。また、外出の時もできるかぎり出先の電話番号をお子さまに知らせておいてください。

◎記入上の注意をよくお読みください。

自宅・勤務先・携帯電話など  
緊急の際の優先順位でお書きください。  
番号順に連絡をとりませ。

保険証のとおりにお書き下さい。  
保険証が変わったときは、速やか  
にお知らせ下さい。

裏面の地図にご自宅の印をつけてください。

**安全カード**

吹田市立 佐竹台 小学校

年 組 番	氏名	性別	年 月 日 生
	児童名		
保護者名			児童との関係
現 住 用			吹田市
緊急連絡先			
①	名前 自宅・勤務先( )	児童との関係	電話番号
②	名前 自宅・勤務先( )	児童との関係	電話番号
③	名前 自宅・勤務先( )	児童との関係	電話番号
④	名前 自宅・勤務先( )	児童との関係	電話番号
保険診療			
国民健康保険	政府	船橋	共済
番号	番号( )	番号( )	保険者番号
既往症			
しかか 水ぼうそう いたふくかぜ 風邪 無熱性けいれん ぜんそく( )歳 川崎病 腎臓病 心臓病 結核 (例) 腰痛 よく訴える病状 薬によるアレルギー状態 ある( )ない			
かかりつけの病院・病院		内科	外科
本校の在学の兄弟・姉妹		年 組	年 組
医師や学校に知ってほしいこと			
記入上の注意 ・ このカードは、お子様の身に急を要する時、早く処置できるように学校に保管しておきます。 ・ 連絡先の①②③は、緊急の際の優先順位でお書きください。 ・ 住所、勤務先、電話番号(自宅電話や携帯電話番号)、健康保険証の変更はすみやかにお知らせください。 ・ 学校ではこの安全カードを地図といし、緊急時のみ使用します。 ・ 裏面に学校から家までの地図をお書きください。			

## 災害給付制度（日本体育スポーツ振興センター）

学校では、日本体育スポーツ振興センター（以下センター）の災害給付制度に加入しています。万が一、学校の管理下でけがをして医療機関を受診した場合、給付金を請求することができます。

学校の管理下には、登下校中、課外クラブ活動中も含め学校での活動すべてが含まれます。ただし、災害の範囲は、1つのけがにつき診療報酬請求点数が500点以上のもので、発生時より2年以内の請求になります。詳しくは、お問い合わせ下さい。

なお、吹田市ではすべての児童が加入することを原則としており、掛け金は保護者と吹田市で半額ずつ負担していただいています。

## 欠席と連絡

病気や家の用事で欠席するときは、かならず連絡してください。連絡方法は、原則連絡帳に記入し、兄弟姉妹または近所の児童に預けてください。

また、次のような場合は欠席扱いになりません。

### ① 出席停止

学校には学校感染症として決められた病気があります。その病気にかかった時は出席停止となり、その期間は欠席扱いにはなりません。出席停止の期間は、感染症によって異なります、医師の許可が出たら登校させて下さい。（診断書は必要ありません）

[主な学校感染症]

- ・インフルエンザ ・麻疹(はしか)
- ・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) ・風疹(3日はしか) ・水痘(みずぼうそう)
- ・咽頭結膜熱(プール熱) ・マイコプラズマ感染症 ・手足口病 ・百日咳 など

### ② 臨時休業（学級閉鎖）

インフルエンザなどが流行したときに、学級閉鎖をすることがあります。

### ③ 親族の忌引き

## 保健室より

保健室は、児童が元気で楽しい学校生活を送れるように支援するところです。身体測定や健康診断をしたり、けがや病気の時に応急手当をしたりします。

また、何かこまったことや心配なことがあったときになんでも相談できる場所です。

児童が健康で安全に学校生活を送れるように、毎月「ほけんだより」を配布しています。



## 2. 給食室から

### ❖ みんなで楽しいランチタイム

子どもたちは、給食の時間をとても楽しみにしています。お友だちや先生と一緒に給食を食べることで、友だちの輪が広がったり、今まで食べられなかったものが少し食べられるようになったり、家庭の食事だけでは味わえない楽しみがあります。

献立には、旬の食材をとり入れたものや、伝統的な行事にまつわる食事などもあり、お昼ごはんの役割だけでなく、食文化やバランスの良い食事など多くのことを学びます。

学校では、苦手なものを無理に食べさせたり、全員に同じ量を食べさせたりすることはありません。食べられる量を食べきる指導をしています。好き嫌いを減らす指導についても、家庭と連携をとりながら進めていきます。

ご家庭には、毎月予定献立表やきゅうしょくだよりを配布しています。お子様とご覧いただき、給食や食に関する話題にしてみたいかがでしょうか。そして、給食に関心をもち、一日も早く給食に慣れ、楽しみな時間になってくれることを願っています。

### ＜家庭配布用 予定献立表＞

一ヶ月の予定献立と分量をお知らせしています。

裏面には、アレルギー除去食に関すること・献立紹介などを掲載しています。



献立名	食品名	分量	献立名	食品名	分量
27日(月)	お月見だんご	75g	精白米(強化米)	ごはん	100g
28日(火)	きゅうにゅう	18g	ほうろく	ほうろく	10g
29日(水)	たまごスープ	18g	たまごスープ	たまご	10g
30日(木)	ななね	0.5g	ななね	ななね	0.5g
1日(金)	いんげん	0.5g	いんげん	いんげん	0.5g
2日(土)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
3日(日)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
4日(月)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
5日(火)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
6日(水)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
7日(木)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
8日(金)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
9日(土)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
10日(日)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
11日(月)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
12日(火)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
13日(水)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
14日(木)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
15日(金)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
16日(土)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
17日(日)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
18日(月)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
19日(火)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
20日(水)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
21日(木)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
22日(金)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
23日(土)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
24日(日)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
25日(月)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
26日(火)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
27日(水)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
28日(木)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
29日(金)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
30日(土)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
1日(日)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
2日(月)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
3日(火)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
4日(水)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
5日(木)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
6日(金)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
7日(土)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
8日(日)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
9日(月)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
10日(火)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
11日(水)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
12日(木)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
13日(金)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
14日(土)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
15日(日)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
16日(月)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
17日(火)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
18日(水)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
19日(木)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
20日(金)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
21日(土)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
22日(日)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
23日(月)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
24日(火)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
25日(水)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
26日(木)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
27日(金)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
28日(土)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
29日(日)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g
30日(月)	かぼちゃ	0.5g	かぼちゃ	かぼちゃ	0.5g

### ＜アレルギー除去食に関するお知らせ＞

鶏卵・うずら卵、乳・乳製品の除去食を実施します。除去食を希望される場合は所定の書類の提出が必要になりますので、学校に申し出てください。

9月については石の通りです

●鶏卵・うずら卵を除去した給食実施日  
 2日(木) うずら卵と鶏肉の醤油煮  
 16日(木) 鶏スープ  
 27日(月) 鶏スープ  
 ●乳・乳製品を除去した給食実施日  
 9日(木) いんげん豆のシチュー  
 30日(木) こめこシチュー

●食物アレルギーなどで加工品の原材料配合表が必要な方は、学校にお問い合わせください。  
 ●フライ油は2~3回使いまわします。9月は以下の順番で使います。  
 ①米粉さきフライ(8月) ②鮭香味フライ(7日)  
 ③かつおの甘辛(17日) 醤油  
 ④アメリカンドッグ(30日)

●給食で「そば、落花生(ピーナッツ)・アーモンド・カシューナッツ・くるみ・あわび、いくら・キウイフルーツ・バナナ・まつたけ」は、そのものの提供や加工品に含まれることはありません。  
 ●給食で使用する「海苔類・小魚類」は、エビ・カニ・イカなどの海産物が混ざる漁法で採取していますので、付着している可能性があります。

※本市のホームページ(保健給食室)では  
 ①産地公表をしています。  
 ②食物アレルギーに関する情報を掲載しています。(令和3年7・8月分から)  
 ※産地公表は実態などの都合により、内容を再考する可能性がありますので、必ずお読みください。  
 この「学校給食予定献立表」は、21.1.7印刷版と1.1版のみの掲載は、2.30分です。

### きゅうしょくのおしらせ

9月30日(木)

※乳・乳製品除去食の日

ちいさいコッパン  
 きゅうにゅう  
 こめこシチュー  
 アメリカンドッグ  
 (トマトケチャップ)



### アメリカンドッグ

今日は、お祭りの屋台でも人気の「アメリカンドッグ」です。給食のアメリカンドッグには、くし(手に持つほう)はありません。スプーンで切って、上手に食べましょう。

### クイズ

「フランクフルトソーセージ」は、えいよう三色では何色の食べものかな?

- ①き ②あか ③みどり

### ＜きゅうしょくのおしらせ＞

当日のメニュー紹介や食材に関する話など、給食にまつわるものを題材にした「きゅうしょくのおしらせ」をクラスに配布し、食育に活用しています。

## ❖ 給食の内容

献立は一ヶ月毎に栄養教職員が原案を作成し、献立作成委員会で決定しています。主食・副食・牛乳がそろった完全給食で吹田市内統一献立になっています。

①学校給食摂取基準をみたと②食品衛生上安全であること③児童の嗜好、献立の変化、薄味で素材の味を大切にすること④多種類の食材、旬の材料、日本の伝統的な食品も取り入れるように心がけています。

全ての学校が、校内にある調理場で調理しています。

- ◆ パンは、無漂白の小麦粉を使用しています。糖分、脂肪分をおさえたものが基本です。飽きがこないように10種類程度のパンがあります。
- ◆ 米飯は週3回で、自校炊飯です。白飯のほか、季節の食材を使った炊き込みご飯やピラフなども献立に取り入れています。
- ◆ 牛乳は、紙パック入りの普通牛乳を使用しています。
- ◆ 栄養について、学校給食摂取基準をもとに、家庭の食事で不足しがちな栄養量を補えるように考えています。

## ❖ 給食費

低・中・高の三段階です。学年によりパンの大きさや米飯・おかずの量が異なるためです。

## ❖ 食物アレルギーの対応について

学校給食は教育の一環として実施していますが、医療的配慮のひとつとして全市統一で以下の対応をしています。

- ・鶏卵・うずら卵、牛乳・乳製品の除去食 \*代替食の対応はしていません
- ・欠食（主食・パンあるいは米飯のどちらか・副食・給食全般・飲用牛乳）
- ・加工食品の原材料配合表の配付

安全な食物アレルギーの対応を実現するため、除去食・欠食などは医師の診断に基づいたものを基本としています。

対応を希望する場合は、学校から所定の書類一式をお渡しして、対応の説明をします。所定の書類一式のご提出がなければ、対応できません。

**食物アレルギーがある場合は、入学前に余裕をもってできるだけ早く学校へご連絡ください。**

\*吹田市では「そば・ピーナッツ・アーモンド・カシューナッツ・くるみ・いくら・あわび・キウイフルーツ・バナナ・まつたけ」の10品目は、そのもでの提供や加工品に含まれることはありません。さらに、みかん・ポンカンを除く生の果物・野菜・魚介類を提供することはありません。これらの食物アレルギーをお持ちの場合は、給食の配慮に関する書類一式の提出は不要です。ただし、学校生活において把握が必要となることもありますので「安全カード」などにこの旨をご記入いただき、別途ご相談ください。

また、提供しないもの以外の食物アレルギーをお持ちで配慮が必要な場合は、必ずお申し出下さい。

### <おねがい>

#### 家庭での食事について

- ・家族で楽しく食べる機会を増やしましょう。
- ・朝食はきちんと食べさせましょう。
- ・野菜をしっかり食べさせましょう。
- ・食べず嫌いの子どもが増えています。いろいろな食品を使いましょう。

## 2. 教科書・副読本

教科書は無償（費用は国が負担）です。ただし、再給付はされません。紛失等した場合は購入することとなります。2学年以上にわたって使用する教科書は特に注意が必要です。

使用する教科書は吹田市内同一です。学年の途中で他市へ転出した場合は、新しい学校で使っている教科書のうち、吹田市と違う教科書のみ無償給付されます。ただし、3月中の転出は給付されません。また教科書以外に、吹田市独自に作成した副読本も使っています。（費用は吹田市が負担します）

## 3. 転校手続き

校区外に転居する場合は、転校（転出）の手続きが必要です。転居が決まったら（予定でも）できるだけ早く学校へ連絡してください。転校に必要な書類の作成や、給食費等の精算を行います。校区内で転居する（した）場合は、新しい住所などを学校へ連絡してください。

### 引っ越しに伴う転校手続き

#### 1. 吹田市から他市へ引っ越す場合

①市役所(市民課・出張所)にて転出届けを提出します。

吹田市外は転居予定日の約2週間前から受付

②窓口で発行された「転学(出)通知書（赤色で印刷）」を本校へ提出します。

③本校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を発行します。

④転出先市町村の市役所等で転入届を出します。

窓口の案内に従って手続きします。

⑤転出先の学校に「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を提出し、転入の手続きをします。

#### 2. 吹田市内の転居の場合

①市役所(市民課・出張所)にて転居届けを提出します。

転居後 14 日以内に届け出

②市内転居の場合は窓口で、「転学(出)通知書（赤色で印刷）」「転入学通知書（黒色で印刷）」の2種類が発行されます。

③窓口で発行された「転学(出)通知書（赤色で印刷）」を本校へ提出し、本校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を受け取ります。

④転出先の学校に「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「転入学通知書(黒色で印刷)」を提出します。

### 区域外通学

学期途中での転居や、自宅の建て替え工事で校区外に仮住まいする場合など、事情により区域外通学が認められることがあります。担任に相談してください。



## 4. 就学援助費制度について

吹田市では、経済的理由により就学が妨げられることのないよう、市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、学校で必要な学用品費、校外活動費等の援助を行っています。

所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

詳しくは2～3月に配布する「令和4年度（2022年度）就学援助費 申請のしおり」をご覧ください。

### 申請一斉受付

\* 窓口受付： 令和4年4月1日（金）～5月25日（水）

場所： 吹田市教育委員会 学務課（市役所本庁舎 低層棟3階 312番窓口）

受付時間：（月曜日～金曜日） 午前9時～午後5時30分

（土曜日） 4月2日、9日、16日、23日、30日 午前9時～正午

\* 日曜・祝休日・5月の土曜日は窓口受付をしません。

\* 郵送受付： 令和4年4月1日（金）～5月25日（水）消印 まで有効

必ず、特定記録郵便 または、簡易書留 でお送りください。

宛先：〒564-8550（宛先住所は記載不要）吹田市教育委員会 学務課 就学援助担当

### ○ 随時受付期間

※ 随時受付の場合は、申請を受付けた月からの月割支給（減額措置）となります。

\* 窓口受付：令和4年5月26日（木）～令和5年3月31日（金）

受付時間：午前9時～午後5時30分（土曜、日曜、祝休日ほか市役所閉庁日は除く。）

\* 郵送受付：令和4年5月26日（木）～令和5年3月31日（金）消印まで有効

3月の申請は、できるだけ学年修了式までに申請してください。

## 新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

市立小中学校に入学を予定している児童生徒の保護者に対し、新入学学用品費を入学前の3月に支給します。所得制限があります。

- 小学校の新入学児の保護者は、入学説明会の案内等と一緒に配布される申請書を、2月末日までに学務課に提出してください。認定されれば3月中旬に指定口座に振り込みます。

詳しくは申請書と一緒に配布される「申請のしおり」をご覧ください。

- 中学校の新入学生徒学用品費については、小学校6年生時の就学援助費3月分に加算して支給します。

## 就学援助費認定者への医療券（医療費援助）交付について

就学援助費を申請され、認定となった世帯の児童生徒が、下記疾病の治療のため医療機関を受診する場合、保険証・医療証と医療券を併用することにより医療費の援助を受けることができます。

受診される前に、学務課に電話等で連絡し、医療券の発行を受けてください。

☆対象となる疾病（学校保健安全法施行令で定める疾病）

トラコーマ、結膜炎<アレルギー性は対象外。>、白癬・疥癬（白癬菌・疥癬菌による水虫）、膿痂疹（とびひ）、中耳炎<急性や慢性・滲出性を問わず使用できます。>、慢性副鼻腔炎（ちくのう症）<急性副鼻腔炎やアレルギー性鼻炎は対象外。>、アデノイド、う歯（むし歯：保険診療の対象となる治療範囲）<歯周病等の治療、歯磨き指導等の予防的処置は対象外。>、寄生虫病<虫卵含有を含む> ※ これら以外の疾病では医療券の使用はできません。

詳しくは2～3月に配布する「令和4年度（2022年度）就学援助費 申請のしおり」をご覧ください。

◆お問合せ先： 吹田市教育委員会 学務課 電話 06-6384-1231（代表）内線2823  
06-6384-2458（直通）